

静岡県立大学研究生規程

平成 19 年 4 月 1 日 規程第 57 号

改正 平成 26 年 4 月 1 日、令和 4 年 4 月 1 日

第 1 条 静岡県立大学学則第 65 条の規定に基づき、この規程を定める。

第 2 条 研究生として入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）があるときは、各学部教授会の選考を経て、学長が入学を許可する。

第 3 条 研究生として入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 52 条に定める大学を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (3) その他学長が大学を卒業した者と同等以上の学力があるものと認めた者

第 4 条 入学志願者は、次の各号に定められた書類に所定の検定料を添え、学部長を経て、学長に願出しなければならない。

- (1) 研究生入学願書
- (2) 履歴書（写真）
- (3) 最終学校の卒業（修了）証明書
- (4) その他指定する書類

第 5 条 研究生は指導教員の指導を受け、研究に従事するものとする。指導教員の指定は、当該教授会の議を経て、学部長がこれを行うものとする。

第 6 条 研究を許可された者は、所定の期日までに研究生入学料及び研究料を納付しなければならない。

2 実験実習等に要する特別の費用は、研究生の負担とする。

第 7 条 研究生の研究期間は、1 年以内とする。ただし、引き続いて研究しようとする者は、当該教授会の議を経て、その期間を延長することができる。

第 8 条 研究生として不適当と認められたときは、学長は、当該教授会の議を経て、許可を取り消すことができる。

第 9 条 県立大学学則中、学生に関する規定は、研究生に準用する。

第 10 条 この規程に定めるもののほか、研究生に関し必要な事項は、当該教授会の定めるところによる。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。